

東京大学法科大学院年次報告書  
【令和3年度】

令和5年3月

東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻

《目次》

- I 重要事項の変更
- II 司法試験の合格状況
- III 共通到達度確認試験の結果
- IV 標準修業年限以内修了者・進級者・退学者の状況
- V 入学者選抜の状況
- VI 改善すべき点の対応状況

別紙1 司法試験の合格状況

別紙2 共通到達度確認試験の結果

別紙3 標準修業年限以内修了者の状況

別紙4 進級者及び退学者の状況

別紙5 入学者選抜の状況

別紙6 改善すべき点の対応状況

別添『法科大学院重要事項変更届』

《本文》

## I 重要事項の変更

この間の重要事項の変更は、別添『法科大学院重要事項変更届』の通りである。

(1) 基準 1－2 関連の専任教員の変更は、常勤専任実務家教員及びみなし専任実務家教員の退任に伴う任用を行ったものであり、従前通りの教員の配置が維持されている。

(3) 基準 3－3 関連の授業科目の変更、追加及び削除は、学生のニーズへの対応等のためのものである。なお、司法試験の法科大学院在学中受験の開始に対応するため、司法試験の選択科目に対応する授業科目の配置学年を 2 年次・3 年次の双方としている。

(4) 基準 3－4 関連の履修登録の上限設定の変更は、司法試験の法科大学院在学中受験の開始に対応するため、2 年次生のうち、登録した履修科目の単位を優れた成績をもって修得することが見込まれる者として学務委員会が認める者の履修の上限を、42 単位とすることを可能にするものである。

(5) 基準 3－5 関連の他の大学院等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定の変更は、東京大学法学部との連携の一環として、東京大学法学部法科大学院進学プログラムの修了生が、入学前に本専攻の授業科目に関し修得した単位を、10 単位を限度として、入学後の本専攻の授業科目の履修により修得したものとみなすことを可能にするものである。

## II 司法試験の合格状況

司法試験の合格状況は、別紙 1 の通りである。

令和 3 年度の合格率は 48.24%と本法科大学院としてはやや低めであるが、令和 4 年度には 60.93%に回復し、また両年度とも全法科大学院の平均合格率（令和 3 年 39.2%、令和 4 年度 41.5%）を大きく上回っている。

既修者・未修者の別では、既修者が令和 3 年度 67.59%、令和 4 年度 76.27%、未修者が令和 3 年度 25.27%、令和 4 年度 36.48%である。

## III 共通到達度確認試験の結果

未修 1 年次生の共通到達度確認試験の結果は、別紙 2 の通りである。

第 3 回（令和 3 年度実施）、第 4 回（令和 4 年度実施）ともに、未修 1 年次生の全受験生の合計得点の平均を上回る平均点となっている。

上記Ⅱの司法試験の合格状況とあわせて、本法科大学院における未修者教育は一定の成果を挙げているものの、なお改善できる点がないか検討を試みる余地があると考えられる。

#### Ⅳ 標準修業年限以内修了者・進級者・退学者の状況

標準修業年限以内修了者の状況は、別紙3の通り、進級者及び退学者の状況は、別紙4の通りである。

標準修業年限以内修了者が少なく、退学者が多いことに司法試験予備試験の影響が伺われる。

#### Ⅴ 入学者選抜の状況

入学者選抜の状況は、別紙5の通りである。

競争倍率は、令和4年度が未修者2.26倍、既修者2.47倍、令和5年度が未修者2.80倍、既修者2.60倍であり、適正な倍率が保たれている。

#### Ⅵ 改善すべき点の対応状況

前回の法科大学院認証評価（平成30年度）において「改善すべき点」とされた点（章番号は前回の法科大学院認証評価時の法科大学院評価基準要綱のもの）への対応状況は、別紙6の通りである。

**基準2-3（重点評価項目） 法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること**

分析項目2-3-1 修了者（在学中に司法試験を受験した在学生を含む。）の司法試験の合格状況が、全法科大学院の平均合格率等を踏まえて適切な状況にあること

## 【分析の手順】

- ・直近5年間の未修者・既修者別を含む司法試験の合格率を算出し、全法科大学院の平均合格率と比較して適切な状況にあることを確認する。
- ・上記手順において適切な状況にあるとは言えない場合は、直近5年間の未修者・既修者別を含む司法試験の合格率と当該法科大学院が自ら目標として設定している合格率を比較し、適切な状況にあることを確認する。
- ・法曹養成連携協定を締結し、文部科学大臣の認定を受けている場合は、特別選抜により連携法科大学院に進学した認定連携基礎課程からの進学者（法学部3年次終了後に早期卒業により法学既修者として入学した者や、それ以外の者も含む。）の司法試験の合格率についても算出し、法曹養成連携協定締結時に目標として設定した合格率と比較し、適切な状況にあることを確認する。

司法試験の合格状況（別紙様式2-3-1）

## 各年度における司法試験合格状況

司法試験実施年度	受験者数			合格者数			合格率			基準ごとの分析を行った際に比較した合格率	
	法学未修者	法学既修者	計	法学未修者	法学既修者	計	法学未修者	法学既修者	計	数値	数値の説明
令和4年度	74	118	192	27	90	117	36.48%	76.27%	60.93%	41.5%	全法科大学院の合格率
令和3年度	91	108	199	23	73	96	25.27%	67.59%	48.24%	39.2%	全法科大学院の合格率
令和2年度	91	121	212	29	97	126	31.86%	80.16%	59.43%	33.6%	全法科大学院の合格率
令和元年度	95	143	238	23	111	134	24.21%	77.62%	56.30%	29.1%	全法科大学院の合格率
平成30年度	113	139	252	29	92	121	25.66%	66.18%	48.01%	27.1%	全法科大学院の合格率

上記のうち、法曹養成連携協定の特別選抜枠による進学者に係る状況 ※令和5年度は対象外

司法試験実施年度	受験者数	合格者数	合格率	法曹養成連携協定締結時に目標として設定した合格率
令和4年度			0.00%	
令和3年度			0.00%	
令和2年度			0.00%	
令和元年度			0.00%	
平成30年度			0.00%	

- (注) 1. 「○(年度)」には評価実施年度の前年度を記入し、当該年度を起点とした過去5年度分の実績について記入してください。
2. 「受験者数」、「合格者数」欄には、司法試験が実施された各年度における、下記の状況が分かるよう記入してください。  
・5年の評価期間中に実施される各年度の司法試験について、当該法科大学院の修了を受験資格として司法試験を受験した者に対する司法試験を合格した者の割合
3. 「合格率」欄には、「合格者数」を「受験者数」で割った値(小数点第5位を切り捨て)が自動表示されます。  
(例:合格者数が13人、受験者数が74人の場合には、 $13 \div 74 = 0.17567 \dots \approx 0.1756$ となり、『17.56%』で表示されます。)
4. 「基準ごとの分析を行った際に比較した合格率」欄には、分析を行った際に比較した合格率の数値と、数値の説明(全法科大学院の平均合格率、当該法科大学院の過去5年間の平均合格率等)を記入してください。

修了年度別修了者における司法試験合格状況

修了年度	修了者数	合格者数						合格率
		司法試験実施年度						
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	計	
令和3年度	143					87	87	/
令和2年度	144				78	18	96	
令和元年度	139			98	10	6	114	
平成30年度	142		93	14	4	2	113	
平成29年度	168	87	23	9	2	4	125	

- (注) 1. 「○(年度)」には評価実施年度の前年度を記入し、当該年度を起点とした過去5年度分の実績について記入してください。  
 2. 「修了者数」欄には、司法試験を受験しなかった者を含めて、当該年度に修了した者の人数を記入してください。  
 3. 「合格者数」欄には、各修了年度における修了者のうち、司法試験に合格した者の人数を記入してください。

05 東京大学

【未修1年次生】		最 高 点	最 低 点	平 均 点	受 験 者 数
合 計 得 点 (175 点満点)		152	84	114.58	55
科目別 得点	憲 法 (50 点満点)	45	18	29.98	55
	民 法 (75 点満点)	64	25	45.69	55
	刑 法 (50 点満点)	50	23	38.91	55
【未修2年次生】		最 高 点	最 低 点	平 均 点	受 験 者 数
合 計 得 点 (175 点満点)		---	---	-----	----
科目別 得点	憲 法 (50 点満点)	---	---	-----	----
	民 法 (75 点満点)	---	---	-----	----
	刑 法 (50 点満点)	---	---	-----	----
【既修2年次生】		最 高 点	最 低 点	平 均 点	受 験 者 数
合 計 得 点 (175 点満点)		---	---	-----	----
科目別 得点	憲 法 (50 点満点)	---	---	-----	----
	民 法 (75 点満点)	---	---	-----	----
	刑 法 (50 点満点)	---	---	-----	----
【未修3年次生】		最 高 点	最 低 点	平 均 点	受 験 者 数
合 計 得 点 (175 点満点)		---	---	-----	----
科目別 得点	憲 法 (50 点満点)	---	---	-----	----
	民 法 (75 点満点)	---	---	-----	----
	刑 法 (50 点満点)	---	---	-----	----
【その他】		最 高 点	最 低 点	平 均 点	受 験 者 数
合 計 得 点 (175 点満点)		---	---	-----	----
科目別 得点	憲 法 (50 点満点)	---	---	-----	----
	民 法 (75 点満点)	---	---	-----	----
	刑 法 (50 点満点)	---	---	-----	----

【合計】

得 点		最 高 点	最 低 点	平 均 点	受 験 者 数
合 計 得 点 (175 点満点)		152	84	114.58	55
科目別 得点	憲 法 (50 点満点)	45	18	29.98	55
	民 法 (75 点満点)	64	25	45.69	55
	刑 法 (50 点満点)	50	23	38.91	55

※属性とカテゴリの対応は下記のとおりです。度数分布表のシートは属性ごとに分かれています。

【未修1年次生】 (当該年度末に進級予定ではない者を除く)	2019年度以降入学	: 属性 1	カテゴリ A
	2018年度以前入学		カテゴリ B
【未修2年次生】 : 属性 2			カテゴリ C
【既修2年次生】 : 属性 3			
【未修3年次生】 : 属性 4			
【既修3年次生】 : 属性 5			
【その他】 (長期履修生・休学者等) : 属性 6			

※第3回試験は、属性5の受験者はなし。

## 全受験者合計

【未修1年次生】		最 高 点	最 低 点	平 均 点	受 験 者 数
合 計 得 点 (175 点満点)		160	63	110.80	522
科目別 得点	憲 法 (50 点満点)	47	12	28.23	523
	民 法 (75 点満点)	68	17	44.54	525
	刑 法 (50 点満点)	50	20	37.91	525
【未修2年次生】		最 高 点	最 低 点	平 均 点	受 験 者 数
合 計 得 点 (175 点満点)		138	90	110.75	24
科目別 得点	憲 法 (50 点満点)	37	16	26.96	24
	民 法 (75 点満点)	58	27	43.76	25
	刑 法 (50 点満点)	47	26	39.60	25
【既修2年次生】		最 高 点	最 低 点	平 均 点	受 験 者 数
合 計 得 点 (175 点満点)		156	107	125.40	10
科目別 得点	憲 法 (50 点満点)	43	21	31.10	10
	民 法 (75 点満点)	67	34	50.10	10
	刑 法 (50 点満点)	50	42	44.20	10
【未修3年次生】		最 高 点	最 低 点	平 均 点	受 験 者 数
合 計 得 点 (175 点満点)		124	108	116.00	2
科目別 得点	憲 法 (50 点満点)	35	28	31.50	2
	民 法 (75 点満点)	48	39	43.50	2
	刑 法 (50 点満点)	41	41	41.00	2
【その他】		最 高 点	最 低 点	平 均 点	受 験 者 数
合 計 得 点 (175 点満点)		116	74	95.00	2
科目別 得点	憲 法 (50 点満点)	28	19	23.50	2
	民 法 (75 点満点)	54	29	41.50	2
	刑 法 (50 点満点)	34	26	30.00	2

## 【合計】

得 点		最 高 点	最 低 点	平 均 点	受 験 者 数
合 計 得 点 (175 点満点)		160	63	111.02	560
科目別 得点	憲 法 (50 点満点)	47	12	28.22	561
	民 法 (75 点満点)	68	17	44.59	564
	刑 法 (50 点満点)	50	20	38.08	564

※属性とカテゴリの対応は下記のとおりです。度数分布表のシートは属性ごとに分かれています。

【未修1年次生】 (当該年度末に進級予定ではない者を除く)	2019年度以降入学	: 属性 1	カテゴリ A
	2018年度以前入学		カテゴリ B
【未修2年次生】 : 属性 2			カテゴリ C
【既修2年次生】 : 属性 3			
【未修3年次生】 : 属性 4			
【既修3年次生】 : 属性 5			
【その他】 (長期履修生・休学者等) : 属性 6			

※第3回試験は、属性5の受験者はなし。



## 05 東京大学

【属性1】（未修1年次生）		最 高 点	最 低 点	平 均 点	受 験 者 数
合 計 得 点（175点満点）		142	82	116.70	57
科目別 得点	憲 法（50点満点）	44	17	33.16	57
	民 法（75点満点）	62	31	44.28	57
	刑 法（50点満点）	49	29	39.26	57

【属性2～6】		最 高 点	最 低 点	平 均 点	受 験 者 数
合 計 得 点（175点満点）		----	----	----	----
科目別 得点	憲 法（50点満点）	----	----	----	----
	民 法（75点満点）	----	----	----	----
	刑 法（50点満点）	----	----	----	----

## 【合計】

得 点		最 高 点	最 低 点	平 均 点	受 験 者 数
合 計 得 点（175点満点）		142	82	116.70	57
科目別 得点	憲 法（50点満点）	44	17	33.16	57
	民 法（75点満点）	62	31	44.28	57
	刑 法（50点満点）	49	29	39.26	57

※属性とカテゴリの対応は下記のとおりです。度数分布表のシートは属性ごとに分かれています。

【未修1年次生】 （当該年度末に進級予定ではない者を除く）	2019年度以降入学	：属性1	カテゴリA
	2018年度以前入学		カテゴリB
【未修2年次生】：属性2			カテゴリC
【既修2年次生】：属性3			
【未修3年次生】：属性4			
【既修3年次生】：属性5			
【その他】（長期履修生・休学者等）：属性6			

## 全受験者合計

<b>【属性1】（未修1年次生）</b>		最 高 点	最 低 点	平 均 点	受 験 者 数
合 計 得 点（175点満点）		163	60	115.94	554
科目別 得点	憲 法（50点満点）	49	12	32.51	559
	民 法（75点満点）	71	15	44.01	560
	刑 法（50点満点）	50	15	39.35	559
<b>【属性2】（未修2年次生）</b>		最 高 点	最 低 点	平 均 点	受 験 者 数
合 計 得 点（175点満点）		155	95	122.63	19
科目別 得点	憲 法（50点満点）	44	20	32.74	19
	民 法（75点満点）	63	29	48.05	19
	刑 法（50点満点）	50	29	41.60	20
<b>【属性3】（既修2年次生）</b>		最 高 点	最 低 点	平 均 点	受 験 者 数
合 計 得 点（175点満点）		162	109	138.13	23
科目別 得点	憲 法（50点満点）	47	22	36.87	23
	民 法（75点満点）	69	44	57.17	23
	刑 法（50点満点）	50	36	44.09	23
<b>【属性4】（未修3年次生）</b>		最 高 点	最 低 点	平 均 点	受 験 者 数
合 計 得 点（175点満点）		145	145	145.00	1
科目別 得点	憲 法（50点満点）	45	45	45.00	1
	民 法（75点満点）	56	56	56.00	1
	刑 法（50点満点）	44	44	44.00	1
<b>【属性5】（既修3年次生）</b>		最 高 点	最 低 点	平 均 点	受 験 者 数
合 計 得 点（175点満点）		140	140	140.00	1
科目別 得点	憲 法（50点満点）	41	41	41.00	1
	民 法（75点満点）	57	57	57.00	1
	刑 法（50点満点）	42	42	42.00	1
<b>【属性6】（長期履修生・休学者等）</b>		最 高 点	最 低 点	平 均 点	受 験 者 数
合 計 得 点（175点満点）		125	125	125.00	1
科目別 得点	憲 法（50点満点）	31	31	31.00	1
	民 法（75点満点）	49	49	49.00	1
	刑 法（50点満点）	45	45	45.00	1

**【合計】**

得 点		最 高 点	最 低 点	平 均 点	受 験 者 数
合 計 得 点（175点満点）		163	60	117.11	599
科目別 得点	憲 法（50点満点）	49	12	32.72	604
	民 法（75点満点）	71	15	44.68	605
	刑 法（50点満点）	50	15	39.62	605

## 標準修業年限以内修了者

## 《未修者》

入学年度	2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度	2019(R1)年度	2020(R2)年度
入学者	55	54	55	54	57
標準修業年限 以内修了者	24	29	34	29	—
標準修業年限 以内修了率	43.6%	53.7%	61.8%	53.7%	—

## 《既修者》

入学年度	2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度	2019(R1)年度	2020(R2)年度
入学者	162	156	158	157	152
標準修業年限 以内修了者	109	99	104	90	98
標準修業年限 以内修了率	67.3%	63.5%	65.8%	57.3%	64.5%

## 進級者数

### 1年次から2年次への進級

年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度	2019(R1)年度	2020(R2)年度	2021(R3)年度
進級判定対象者数	60	59	57	62	58
進級者数	48	47	44	51	50
原級留置者数	12	12	13	11	8

### 2年次から3年次への進級

年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度	2019(R1)年度	2020(R2)年度	2021(R3)年度
進級判定対象者数	180	186	162	189	168
進級者数	164	171	155	182	159
原級留置者数	16	15	7	7	9

注)「進級判定対象者数」には、年度途中の退学者、休学者及び長期履修者は含まない。

## 在籍者数・退学者数

年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度	2019(R1)年度	2020(R2)年度	2021(R3)年度
在籍者数	519	503	504	497	480
退学者数	62	68	77	77	70
	11.9%	13.5%	15.3%	15.5%	14.6%

基準4-3 在籍者数及び実入学者数が収容定員及び入学定員に対して適正な数となっていること

分析項目4-3-1 在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないこと

【分析の手順】

- 過去5年間の収容定員（入学定員の3倍の数をいう。）に対する在籍者数（原級留置者及び休学者を含む）の割合を確認する。
上記の割合が継続的に100%を上回っている場合は、適正化を図る取組がなされていることを確認する。

分析項目4-3-2 収容定員に対する在籍者数の割合、入学定員に対する実入学者数の割合、入学者数の規模及び競争倍率が、適正な割合、規模又は倍率となっていること

【分析の手順】

- 過去5年間の入学定員に対する実入学者数の割合が50%を下回っていないことを確認する。
過去5年間の入学者数が10人を下回っていないことを確認する。
過去5年間の競争倍率が2倍を下回っていないことを確認する。
上記の割合、人数又は倍率が下回っている場合は、入学者受入方針に従って適切な選抜が実施されていることを確認し、適正化を図る取組がなされていることを確認する。

学生数の状況(別紙様式4-3-1)

入学者選抜の状況

Table with columns for Year, Type, Admission, Applicants, Qualified, Competition Ratio, and Admission Numbers (Total, Law-related, Law-related outside, Law-related outside, Law-related outside, Law-related outside).

実務の経験を有する者の定義

Empty box for defining 'Definition of those with practical experience'.

他学部出身者の定義

Empty box for defining 'Definition of students from other departments'.

在籍者数等の状況

Table with columns for Year, Type, Admission, 1st Year, 2nd Year, 3rd Year, Total, and Retention/Withdrawal/Completion statistics.

- (注) 1. 学生数の状況については、評価実施年度の5月1日現在で記入してください。
2. 入学者選抜の状況の「入学者数内訳」の「自大学の法学関係の学部出身者」とは、当該法科大学院を設置している大学の主として法学を履修する学科若しくは課程等に在学、又はこれらを卒業した者をいいます。
3. 入学者選抜の状況の「入学者数内訳」欄において、「I 自大学の法学関係の学部出身者」～「IV 他大学の法学関係以外の学部出身者」欄に記載される人数は、法曹コース出身者の人数も含めた人数を記載してください。
4. 入学者選抜の状況の「競争倍率」、「入学定員充足率」は、小数点第3位以下を切り捨てた値が自動表示されます。
(例: 「競争倍率」欄について、受験者数が180人、合格者数が87人の場合には、180÷87=2.068...⇒「2.06」で表示されます。)
5. 「実務の経験を有する者の定義」及び「他学部出身者の定義」については、当該法科大学院が定めるそれぞれの定義を記入してください。

## 改善すべき点の対応状況

章	改善すべき点	対応状況	備考
3	法律基本科目以外の科目における1授業科目について同時に授業を行う学生数を適切な規模に維持する必要がある。	(令和元年度) 特定の科目については、今後の履修希望者の状況において、必要に応じて、2クラスに分割する等の措置を検討している。 (令和2年度) 引き続き上記の検討を継続することとした。 (令和3年度) 引き続き上記の検討を継続することとした。 (令和4年度) 引き続き上記の検討を継続することとした。	
4	一部の授業科目において、当該法科大学院で定められた各ランクの分布の在り方に関する法科大学院としての一般的な分布とは異なる分布で成績評価が行われているため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。	(令和元年度) 法曹養成専攻教育会議において、本法科大学院で定められた成績評価の基準と異なる分布で成績評価が行われることがないよう再度周知徹底をはかった。 (令和2年度) 引き続き上記周知徹底をはかった。 (令和3年度) 引き続き上記周知徹底をはかった。 (令和4年度) 引き続き上記周知徹底をはかった。	
4	一部の授業科目において、学生全員を成績評価基準で定める最上位のランクに評価しないとする当該法科大学院の方針に反するものがあるため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。	(令和元年度) 法曹養成専攻教育会議において、成績評価について一律満点とすることがないよう再度周知徹底をはかった。 (令和2年度) 引き続き上記周知徹底をはかった。 (令和3年度) 引き続き上記周知徹底をはかった。 (令和4年度) 引き続き上記周知徹底をはかった。	
4	1 授業科目において、平常点の成績が一律満点となっているため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。	(令和元年度) 法曹養成専攻教育会議において、成績評価の考慮要素について、平常点を一律満点とすることがないよう再度周知徹底をはかった。 (令和2年度) 引き続き上記周知徹底をはかった。 (令和3年度) 引き続き上記周知徹底をはかった。 (令和4年度) 引き続き上記周知徹底をはかった。	
4	1 授業科目において、期末試験と追試験の間で類似性の強い問題が出題されており、追試験の出題の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。	(令和元年度) 法曹養成専攻教育会議において、追試験問題は期末試験と類似性の強い出題にしないよう再度周知徹底をはかった。 (令和2年度) 引き続き上記周知徹底をはかった。 (令和3年度) 引き続き上記周知徹底をはかった。 (令和4年度) 引き続き上記周知徹底をはかった。	
11	一部の教員について、各教員が有する学位、教育研究業績及び実務経験に関する情報が公表されていないため、当該情報を公表する必要がある。	(令和元年度) 法曹養成専攻教育会議において、各教員の学位、教育研究業績及び実務経験に関する情報を適切に公表するよう周知徹底をはかった。今後も定期的に情報更新に関する注意喚起を行う予定である。 (令和2年度) 上記の取扱いを今後も継続することとした。 (令和3年度) 上記の取扱いを今後も継続することとした。 (令和4年度) 上記の取扱いを今後も継続することとした。	

章	改善すべき点	対応状況	備考
11	原級留置となった学生について履修した授業科目に係る成績データが保管されていないため、適切な方法で当該データを保管する必要がある。	(令和元年度) 電子データが削除されるため、削除前のバックアップを紙媒体で保管することとした。 (令和2年度) 上記の取扱いを今後も継続することとした。 (令和3年度) 上記の取扱いを今後も継続することとした。 (令和4年度) 上記の取扱いを今後も継続することとした。	
11	一部の授業科目において成績評価の基礎となるレポートが提出されなかったため、評価機関の求めに応じて速やかに提出できるよう保管する必要がある。	(令和元年度) 法曹養成専攻教育会議において、レポートを含めて成績評価の基礎となる資料については、必要に応じて提出する必要があることについて注意喚起を行い、これらの資料の保管の必要性について周知徹底をはかった。 (令和2年度) 上記の取扱いを今後も継続することとした。 (令和3年度) 上記の取扱いを今後も継続することとした。 (令和4年度) 上記の取扱いを今後も継続することとした。	

(注) 「章」欄の番号は、前回の認証評価(平成30年度)実施時における「法科大学院評価基準要綱」の章番号

様式

## 法科大学院重要事項変更届

東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻

評価実施年度：平成30年度

○変更があった事項

(1) 基準1-2		
<input checked="" type="checkbox"/>	①	専任教員の変更
(2) 基準2-3		
<input type="checkbox"/>	①	司法試験の合格状況の重要な変化（重要な変化に当たるかどうかは大学の判断による）
(3) 基準3-3		
<input checked="" type="checkbox"/>	①	授業科目の変更、追加及び削除
<input type="checkbox"/>	②	授業科目の単位数の変更
(4) 基準3-4		
<input type="checkbox"/>	①	授業科目の授業時間の変更
<input type="checkbox"/>	②	授業期間の変更（大学設置基準第23条関係）
<input checked="" type="checkbox"/>	③	履修登録の上限設定の変更
(5) 基準3-5		
<input type="checkbox"/>	①	成績評価基準の変更
<input type="checkbox"/>	②	法学既修者としての認定における単位の免除に関する規定の変更
<input checked="" type="checkbox"/>	③	他の大学院等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定の変更
(6) 基準3-6		
<input type="checkbox"/>	①	修了要件の変更
(7) 基準4-2		
<input type="checkbox"/>	①	入学者選抜の方法の変更
<input type="checkbox"/>	②	入学者選抜における出願枠の設定及び各枠の募集人員の変更
(8) 基準4-3		
<input type="checkbox"/>	①	入学定員の変更
(9) その他		
<input type="checkbox"/>	①	研究科・専攻の名称の変更
<input type="checkbox"/>	②	キャンパスの移転等

(注)

1. 該当する事項に☑してください。
2. 「(7) 基準4-2」については、変更後の選抜方法等によって学生の受入が行われる年度ではなく、入学者選抜が実施される年度に届出を行ってください。
3. 次頁以降に変更内容を記入してください。「(1) 基準1-2」に関する事項は別紙1、「(2) 基準2-3」～「(9) その他」に関する事項については別紙2を添付してください。



## (1) 基準 1 - 2 関連

変更内容	常勤専任実務家教員及びみなし専任実務家教員の退任に伴う任用
資料	法科大学院担当教員の人事に係る法学部教授会議事要旨 法科大学院専任実務家教員任用の基本方針

## 専任教員数

分類		所属	略称	教授	准教授	講師	助教	(左記のうち、 法曹の実務経験者)	計
専属 専任教員	研究者・専任教員	法科大学院	研・専	39	7	0	0		46
	実務家・専任教員		実・専	3	1	0	0	3	4
	実務家・みなし専任教員		実・み	5	2	0	0	7	7
兼務研究者・専任教員		学士課程	専・他	0	0	0	0		0
		修士課程		0	0	0	0		0
		博士前期課程		0	0	0	0		0
		博士後期課程		12	2	0	0		14
		専門職学位課程		0	0	0	0		0
兼務実務家・専任教員		学士課程	専・他	0	0	0	0	0	0
		修士課程		0	0	0	0	0	0
		博士前期課程		0	0	0	0	0	0
		博士後期課程		0	0	0	0	0	0
		専門職学位課程		0	0	0	0	0	0
計				59	12	0	0		

- (注) 1. 本届出年度の5月1日現在で作成してください。
2. 分類の「(左記のうち、法曹の実務経験者)」には、それぞれの分類において、教授・准教授・講師・助教のうち、法曹としての実務の経験を有する者の数を記入してください。
3. 「専任教員」欄の「実・み」については実務家みなし専任教員(年間4単位以上の授業を担当し、かつ、法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を有する者)数、「専・他」については法科大学院の専任ではあるが、他の学部・大学院の専任教員数を記入してください。
4. 変更を組織として決定したことが確認できる資料(教授会の議事録等、任用又は昇任に当たっては法科大学院が定めた基準への適合について確認したことを示す資料)を別添として添付し、「資料」に資料の名称を記載してください。

## (2) 基準2-3～(9) その他関連

基準	3-3
項目	①授業科目に変更、追加及び削除があった場合
変更内容	1科目は科目名を変更、1科目追加、4科目削除
資料	①第196回(2021年度第10回)法曹養成専攻教育会議資料5 ②第196回(2021年度第10回)法曹養成専攻教育会議議事要旨

基準	3-4
項目	③履修登録の上限設定に変更があった場合
変更内容	2年次及び3年次の上限を変更
資料	①第196回(2021年度第10回)法曹養成専攻教育会議資料5、 第197回(2021年度第11回)法曹養成専攻教育会議資料8-2、8-3 ②第196回(2021年度第10回)法曹養成専攻教育会議議事要旨、 第197回(2021年度第11回)法曹養成専攻教育会議議事要旨

基準	3-5
項目	③他の大学院等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定に変更があった場合
変更内容	「入学前の既修得単位認定に関する内規」の制定
資料	①第197回(2021年度第11回)法曹養成専攻教育会議資料8-4 ②第197回(2021年度第11回)法曹養成専攻教育会議議事要旨

(注)

- 「基準」には該当する基準の番号を、「項目」には前頁の該当する変更があった事項の番号及び事項を記載してください。
- 「変更内容」には、変更内容を簡潔に記述してください。
- 変更内容を確認できる資料として、以下の2種類の資料を別添として添付し、「資料」に資料番号及び資料の名称を記載してください。
  - 変更前と変更後の内容が確認できる資料(新旧対照表等)
  - 変更を組織として決定したことが確認できる資料(教授会の議事録等)
- 前回の評価以降に変更が複数回行われている場合は、上記3.①については、評価を受けた時点からの変更内容が確認できるよう、過去の変更に関する資料も添付してください。